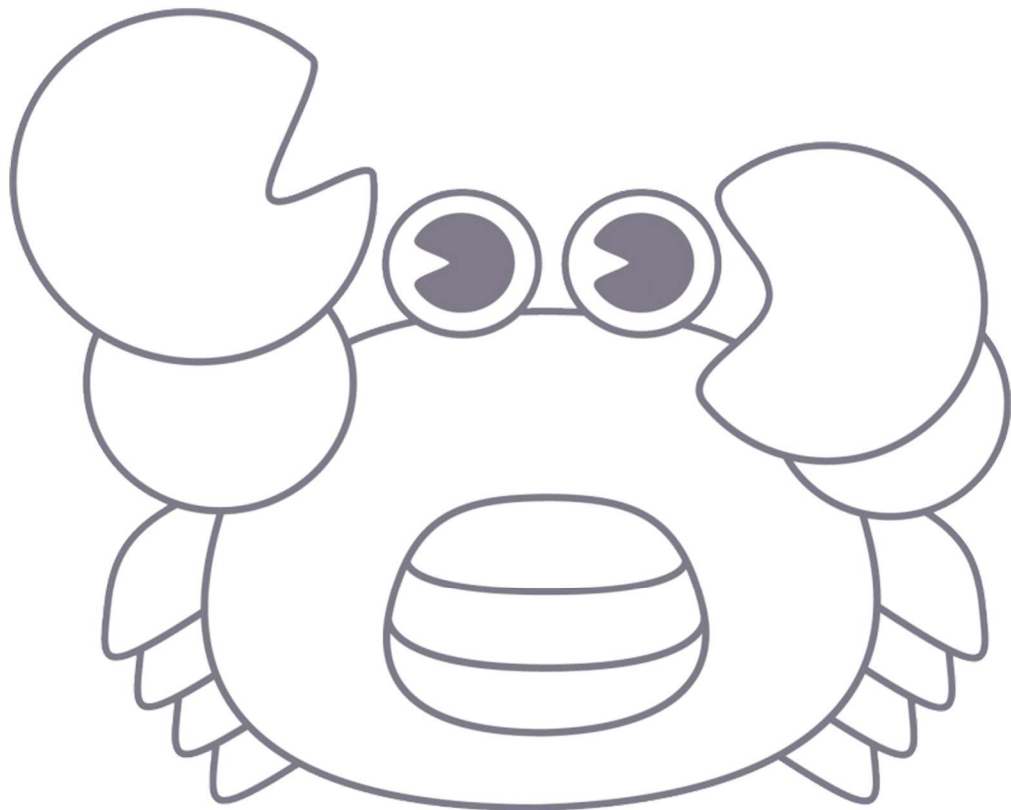


卒業まで要保存

# 横浜市立永田台小学校 P T A 規約

We ♥ Love



NAGATADAI

横浜市立永田台小学校 P T A  
- 令和5年度 -

# 《 横浜市立永田台小学校 P T A の歴史 》

昭和 4 9 年 横浜市立永田台小学校開校

昭和 5 0 年 「学級世話係」「学級における校外委員」が学級のまとめ役となり、リヤカーで始まった廃品回収など、学校における教育環境設備のための活動が展開され、「P T A 設立準備委員会」が設置された。  
新設校にみられる苦勞を父母と教師が分かち合い、子どもの幸せを願うとともに、多くの人々が組織の必要性を認識し学校の協力を得て設置した。

昭和 5 2 年 この年の 2 月に「横浜市立永田台小学校 P T A」が発足した。  
会員が望む P T A 作りをモットーにアンケート活動、話し合い、諸資料の検討などが繰り返され、「全会員が参加する自主的民主的な P T A を自分たちの力でつくる」という基本姿勢をもとにして本校の P T A が発足した。  
本校 P T A は従来の学校後援会的性格から脱皮し、社会情勢にあった会員主体の子どもを原点とした活動をもとにしている。

## P T A の生いたち

1 8 9 7 年ワシントンで全国母親大会が開かれ、宗教、人種、地区、境遇をこえ、すべての子、親家族の幸せのために結成された「全国母の会」に始まるといわれている。

「子どもによい教育、よい環境を与えよう。そして親自身も成長しよう。」というのが趣旨でその力を発揮するには組織を作って仲間と一緒に行動することが大切だと考えたのである。

## むかし

戦前の学校後援会、父兄会は物資的援助を中心に行なってきた。

戦後発足した P T A は父母と教師が会員として、平等な立場で子どもの幸せの問題を研究し、実践する組織である。

## いま

P T A の組織は学校を拠点とする「単位 P T A」単位 P T A の連合組織としての「市区町村、郡の P T A 連絡会」、「都道府県・政令指定都市の P T A 協議会」、全国的総括組織としての「日本 P T A 全国協議会」がある。

# 《 横浜市立永田台小学校の P T A 》

## P T A の目的

この P T A の目的を遂げるためには次の 4 つの活動を行なう。

1. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の心身の健全な発達をうながしていく活動をする。
2. 会員の教養を高め、教育に対する理解を深めるための活動をする。
3. 児童の生活環境を、より安全で健康的なものにしていくための活動をする。
4. 会員相互の融和をはかり、意志疎通をはかっていくための活動をする。

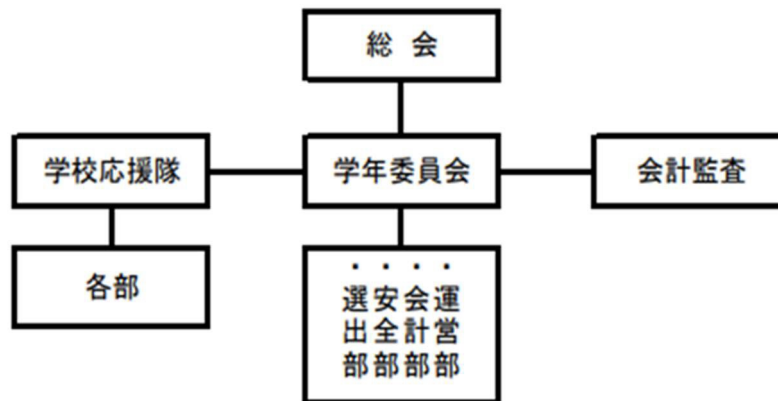
## 運営組織とは

総会での決定事項を円滑に運営するための執行兼議決機関のことで、本校では運営委員会とよぶ。

運営委員会の構成員で会員の意見を反映させながら総会につぐ議決機関としての役割を果たす。また、緊急に対処しなければならない事柄が生じたときには、役員および学校長と関係機関をもって決定し、運営委員会にて承認を得る。

## P T A 組織図

※ P T A 会員（保護者・教職員）



# 【 規 約 】

## 第1章 名称と事務所

第1条 本会は、横浜市立永田台小学校PTAと称する。事務局は、横浜市立永田台小学校に置く。  
住所：横浜市南区永田みなみ台6番1号

## 第2章 目的および活動

第2条 本会は、保護者と教職員が協力して家庭と学校と地域社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を遂げるために、次の諸項を行う。

1. 家庭と学校との緊密な連絡によって児童の心身の健全な発達を促していく活動。
2. 会員の教養を高め、教育に対する理解を深めるための活動。
3. 児童の生活環境を、より安全で、健康的なものにしていくための活動。
4. 会員相互の融和をはかり、意思疎通をはかっていくための活動。

## 第3章 方針

第4条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動を行う。

1. 児童の教育・福祉のために活動する他の団体および機関と協力していく。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、営利を目的とするような行為は行わず、他のいかなる団体の支配・統制・干渉も受けない。
3. 学校の管理や人事には干渉しない。

## 第4章 会員

第5条 本会の会員となることのできる者は横浜市立永田台小学校に在籍する児童の保護者および教職員とし、かつ入会の意思を示したものとする。会員はすべて平等の権利と義務を有する。  
ただし、卒業、転校によって本校を転出する場合には自動退会とする。また、会員の自由意思により、退会の申し出があった場合にはこれを妨げない。

第6条 本会の会員は、会費を納めるものとする。ただし、会員にて特別の事情がある場合は、学年委員の運営部の承認を得て会費の一部、または全額を免除することができる。

## 第5章 経理

第7条 本会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入によってまかなわれる。

第8条 会費は1世帯につき月額400円とする。（8月は徴収しない）  
なお、横浜市安全教育振興会の会費を含む。

第9条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。ただし、年度当初の必要経費については学年委員の運営部で決済されるか、校長と会長の合意があれば総会前でも出金することができる。

第10条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 学年委員

第12条 学年委員は運営部、会計部、安全部、選出部、会計監査部に分かれ、仕事を分担して行う。

第13条 学年委員は、全校で24名程度（各クラス2名見当、学年で4名程度）を選出する。  
個別支援級は交流級の学年の一員とする。

第14条 学年委員の承認については細則で定める。

第15条 学年委員の各部には、連絡係を置き、学校と部員の連絡を行う。

第16条 学年委員は、4月より次年度はじめの定期総会まで就任し、再任されることを認める。

## 第7章 学年委員 運営部

第17条 学年委員運営部は次の職務を分担して行う。

1. 本会を代表し、会務を統括する。
2. 総会および運営委員会を招集し、会をつかさどる。
3. 臨時応援隊を設ける場合は、その会の決議により代表者を委嘱する。
4. 総会および運営委員会・役員会の議事ならびに本会の活動に関する重要事項を記録する。
5. 記録・通信・その他の書類を保管する。
6. 本会の庶務を行う。
7. 市、区のPTA連絡協議会等に出席する。
8. 運営部の長としてPTA会長を引き受ける者が出た場合は、これを妨げない。

## 第8章 学年委員 会計部

第18条 学年委員会計部は、次の職務を行う。

1. 総会で決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
2. 会計監査の監査を経て、総会に決算報告をする。

## 第9章 学年委員 安全部

第19条 学園委員安全部は、次の職務を行う。

1. スクールゾーン対策協議会にかかわる仕事を行う。（通学路の安全点検のお願い、集約、資料作成、対策協議会の招集、進行、集約など）
2. 「こども110番の家」にかかわる仕事を行う。
3. その他、児童の安全にかかわる仕事を行う。

## **第10章 学年委員 選出部**

第20条 学年委員選出部は、次の職務を行う。

1. 学年委員の選出にかかわる仕事を行う。（登録カードによる希望調査、集約、決定通知、公示、承認確認、告示、第1回学年委員会開催の通知発送）
2. 登録カードおよび学年委員の名簿管理を行う。

## **第11章 学年委員 会計監査**

第21条 会計監査部は、保護者1名、教職員1名で構成し、本会の経理を監査し、その結果を総会において報告する。任期は1年とし、再選は認めない。

## **第12章 総会**

第22条 総会は、全会員をもって構成される最高議決機関である。

第23条 総会には、定期総会と臨時総会があり、次の通りとする。

1. 定期総会は、年度始めに開催される。
2. 臨時総会は、学年委員の運営部が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があった場合に、開催される。

第24条 総会の日時・場所・議題は、開催日の7日前までに全会員に告示する。

第25条 総会は、会員の現在数5分の1以上の出席または、委任状によって成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。

## **第13章 代表委員会**

第26条 代表委員会は総会に次ぐ審議・決定・執行機関である。代表委員会は、学年委員の運営部、応援隊各部の代表、学校長、副校長および教諭、臨時委員会のある場合には、その代表をもって構成する。

第27条 代表委員会は、委員の2分の1以上の出席で成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。

第28条 代表委員会の任務は下記の通りである。

1. 各応援隊および学年委員各部において、立案された事業計画について連絡調整をはかり承認する。
2. 総会に提出する議案を審議し、調整する。
3. 特別事項について、臨時委員会を設ける。
4. 規約に基づく細則を定めることができる。ただし、細則を制定または改廃した場合には、その都度結果を全会員に報告する。

第29条 代表委員の任務は、4月より、次年度始めの定期総会までとする。

第30条 代表委員会は、必要に応じて開き、その他学年委員運営部が必要と認めたとき、または、構成員の4分の1以上の要求があったとき開催する。

## 第14章 学校応援隊

- 第31条 学校応援隊の任務は、次の通りとする。
1. 保護者と教職員との融和をはかり、PTAの推進をはかる。
  2. 児童のよりよい成長を願って、会員の教養を高め、教育に対する理解を深めるための活動を推進する。
  3. 活動を通して、家庭と学校と地域との関係を一層緊密にすることに努める。
  4. 児童の校外における生活環境を整え、安全ならびに健全な育成の推進に努める。

- 第32条 応援隊の構成
1. 各部の目的に合ったメンバーを独自に募る。
  2. 代表を互選する。
  3. その他の役割については各部で設定する。
  4. 応援隊の代表の再任は妨げない。

## 第15章 細則

- 第33条 本会の運営に関し、必要な細則はこの規約に反しない限り、代表委員会の議決を経て定める。

## 第16章 その他

- 第34条 会員の教養を高めることを目的とし、サークル活動を認める。承認は代表委員会で決定する。
- 第35条 震災時等の不測の事態に対応するため、PTA会員は家庭の安全が確認されたらできるだけ学校の避難活動に協力することが望ましい。その詳細は学校の防災計画に乗り、臨機応変に対応することとする。

## 第17章 改正

- 第36条 本規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することはできない。また、改正案の提出については、総会前にその内容を全会員に告示しなければならない。

## 第18章 付則

- 第37条 学校長・副校長は、どの会にも出席して意見を述べることができる。

本規約は、昭和52年	4月	1日	施行
昭和54年	3月	10日	改正
平成2年	3月	5日	改正
平成5年	3月	1日	改正
平成6年	3月	1日	改正
平成8年	3月	4日	改正
平成9年	3月	6日	改正
平成14年	4月	5日	改正
平成15年	2月	27日	改正

平成15年10月20日	改正
平成18年11月10日	改正
平成19年 3月22日	改正
平成21年 3月 6日	改正
平成22年 9月17日	改正
平成24年 4月 1日	改正
平成25年 5月20日	改正
平成26年10月27日	改正
平成29年 3月 8日	改正
令和 5年 2月 7日	改正



# 【 細 則 】

## 第1章 学年委員・会計監査

- 第1条 学年委員および会計監査は、総会または総会に準ずる方法で承認を得て就任する。  
※総会に準ずる方法とは、書面にて会員の2分の1以上の承認を得るものとする。

## 第2章 代表委員会

- 第2条 各応援隊代表が代表委員会に出席できないときは、代理の者が出席することができる。

## 第3章 改正

- 第3条 この細則は、代表委員会において、構成員の過半数の賛成があれば改正できる。  
また改正の結果を、その都度全会員に報告する。

## 第4章 付 則

- 第4条 本細則は、令和 5年 4月 1日 施行

## 【 慶弔に関する規定 】

### 弔 事

1. 児童の死亡 生花とご香典
2. 会員および職員の死亡 ご香典
3. 学校に特に功績があった人については、そのつど学年委員の運営部ではかって決定

### 見 舞

1. 児童が（病気・事故）で20日以上連続して欠席
2. 教職員が（病気・事故）で20日以上連続して欠席
3. 火災・風水害で、家屋が焼失・倒壊
4. その他、事故があった時は、学年委員の運営部にはかって決定

### 慶 事

1. 教職員の結婚 お祝い金
2. 教職員の離退任 花束と記念品
3. その他、必要があった場合は、学年委員の運営部にはかって決定

\*弔事・見舞・慶事に関して、金額は内規やその時の相場に準じ、学年委員の運営部にて決定する。  
また、弔事・見舞に関して大規模災害時には除く。

## 【 規定の改正・返礼および発行 】

1. 慶弔に関する規定は、代表委員会の議決を経て改廃することができる。  
代表委員会は、規定を改廃した場合には、そのつどの結果を全会員に報告しなければならない。
2. 一切の返礼は受けない。
3. 慶弔に関する規定は、昭和52年4月1日より効力を発生する。

平成	2年	3月	5日	一部改正
平成	5年	3月	1日	〃
平成23年	10月	5日		〃
平成25年	5月	20日		一部改正
令和	5年	2月	7日	一部改正